

ロシア連邦政府

決定

2026年4月2日付第362号

モスクワ

2026年1月31日付ロシア連邦政府決定第78号の改正について

ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2026年1月31日付ロシア連邦政府決定第78号「ロシア連邦からの特定の種類の燃料の一時的輸出禁止措置の導入について」（ロシア連邦法令集、2026、No. 5、掲載番号501）に、以下の変更を加える：

a) 「b」号を以下の文言に変更する：

「b) 国際的政府間協定の枠内でロシア連邦領内から搬出される（ユーラシア経済同盟加盟国向けを含む）、当該協定が定める手順により承認される無関税バランスおよび（または）議定書の定める数量の範囲での製品ガソリン（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード2710 12 411 0～2710 12 590 0）、ただし、2013年3月29日付ロシア連邦政府決定第276号「原油、および石油から製造された特定のカテゴリーの商品に対する輸出関税率の計算ならびにロシア連邦政府の若干の決定の失効認定について」によって承認された、石油から製造された特定のカテゴリーの商品に対する輸出関税率計算方法の第2項で定められた係数  $n$  が、搬出される当該商品については、その移送開始前に提出された商品申告書が税関機関によって登録された日時点において、1 t 当たり 0 ルーブルとされることを条件とする；」；

b) 以下を内容とする「b号の1」を追加する：

「bの1）ロシア連邦領内から搬出される（国際的政府間協定の枠内でのおよびユーラシア経済同盟加盟国向けのものを含む）ディーゼル燃料、船舶用燃料およびその他の軽油（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード2710 19 421 0～2710 19 429 0）、ただし、2013年3月29日付ロシア連邦政府決定第276号「原油、および石油から製造された特定のカテゴリーの商品に対する輸出関税率の計算ならびにロシア連邦政府の若干の決定の失効認定について」によって承認された、石油から製造された特定のカテゴリーの商品に対する輸出関税率計算方法の第2項で定められた係数  $n$  が、搬出される当該商品については、その移送開始前に提出された商品申告書が税関機関によって登録された日時点において、1 t 当たり 0 ルーブルとされることを条件とする；」。

2. 2026年1月31日付ロシア連邦政府決定第78号「ロシア連邦からの特定の種類の燃料の一時的輸出禁止措置の導入について」（以下、2026年1月31日付ロシア連邦政府決定第78号）第2項「b」号（本決定による改訂版）の効力は、2026年1月31日付ロシア連邦政府決定第78号第2項「b」号（本決定の発効日まで有効だった版）によって、2026年1月31日付ロシア連邦政府決定第78号第1項に掲げる禁止措置が適用されないとされている製品ガソリン（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード2710 12 411 0～2710 12 590 0）で、本決定発効日まで（同日を含む）にユーラシア経済連合領域内からの搬出を認める通関手続きに付されていて、かつ本決定が発効する日までに公開株式会社「ロシア鉄道」が運送および（もしくは）輸送のために引き受けていたまたは本決定が発効する日までに海洋船舶への船積指示書が作成されていたものには適用されない。

3. 本決定はそれが公布された日を以て発効する。

ロシア連邦政府議長 M. ミシュスチン